

福島県教育委員会令和2年3月定例会会議抄録

1 開催日時	令和2年3月23日（月）午前10時から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 蜂須賀禮子委員、2番 浅川なおみ委員、3番 正木好男委員、4番 岩本光正委員、5番 吉津健三委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午前10時、教育長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、正木委員と岩本委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、頑張る学校応援プランを改定するもの。</p> <p>議案第2号については、第6次福島県総合教育計画令和2年度アクションプランを策定するもの。</p> <p>議案第3号については、第7次福島県総合教育計画の策定方針を定めるもの。</p> <p>議案第4号については、福島県文化財保存活用大綱を策定するもの。</p> <p>議案第5号については、福島県教育庁組織規則の一部を改正するもの。</p>

議案第6号については、福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正するもの。

議案第7号については、福島県立美術館条例施行規則の一部を改正するもの。

議案第8号については、福島県立博物館条例施行規則の一部を改正するもの。

議案第9号については、福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正するもの。

議案第10号については、福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するもの。

議案第11号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。

議案第12号については、令和元年度第8号補正予算案のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。

議案第13号については、教科用図書選定審議会委員を任命するもの。

議案第14号については、教職員に対する分限処分を行うもの。

議案第15号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。

議案第16号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。

議案第17号については、県立学校長の人事について諮るもの。

議案第18号については、令和元年度教育・文化関係表彰の被表彰者を追加決定するもの。

議案第19号については、令和元年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>報告第1号については、教職員多忙化解消アクションプランの改定等について報告するもの。 報告第2号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。 報告第3号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。 報告第4号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。 報告第5号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。 教育長から、本日の審議事項のうち、議案第12号から議案第19号及び報告第2号から報告第5号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>頑張る学校応援プランについて（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>岩本委員：当該プランの主要施策3「地域と共にある学校」の取組3「地域課題探究活動の推進」において、会津地区をモデル地区とした地域コーディネーターの配置等を行うとのことであるが、「県立高等学校改革前期実施計画」において「地域協働推進校」とした川口高校及び西会津高校の両校をモデルとするのか。またはどちらか1校をモデルとするのか。</p> <p>高校教育課長：地域コーディネーターの配置については、川口高校や西会津高校のコミュニティ・スクールとは異なり、具体的には喜多方高校及び葵高校に地域コーディネーターを配置し、それ以外の会津の学校と結びつけながら地域の人材活用の仕組みを作っていく事業である。</p>

議 案 第 2 号

正 木 委 員：要望としてリーディングスキルテストやICTの活用について力を入れて進めてほしい。

第6次福島県総合教育計画令和2年度アクションプランについて（議案第2号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

吉 津 委 員：「ふくしまゴルフ人材育成事業・交流拡大事業」は今年度から来年度に継続して実施する事業となっているが、なぜゴルフに焦点を当てることとしたのか理由があれば教えてほしい。様々なスポーツがある中で、なぜゴルフを取り上げることとしたのかという素朴な疑問である。

教 育 長：経緯としては震災前から、県が富岡町と連携し、「双葉地区教育構想」としてスポーツによる人材育成事業を行ってきた。現在、ふたば未来学園でバドミントンを頑張っているというのもその流れである。その一環で富岡町にあるゴルフ場における、小学生のゴルフの全国大会など、ゴルフを通じた人材育成を行っていたが、原発事故により実施することができなくなり、避難先で少しずつ当該取組を進め、今に至っている。現在は当時に比べれば小規模であるが、プロゴルフ協会からも支援をいただいている。なお、当該事業は県の企画調整部が予算化している事業である。

政 策 監：当時、富岡高校に日本女子プロゴルフ協会からゴルフのコーチを招へいしていた。その後、「新・双葉地区教育構想」ではゴルフの取組が抜けてしまったが、協会との関係を維持し、これまで培ってきたゴルフを通じた人材育成の取組を継続させるため、ゴルフが盛んな白河地区に協会のコーチを派遣してもらい、そこを拠点としてゴルフでの地域振興を図るという事業を構築し、現在に至っている。その担当は

地域政策課やスポーツ課といった、知事部局の課が取組を進めている。

岩本委員：「県立学校 I T 環境整備事業」については、先生方の不要になったパソコンすべてを処分し、皆さんが新しいパソコンを使える環境になっているのか。令和元年度中にすべてのパソコンを更新すると資料に記載があるため、すべての更新が終わっているのかという質問である。また「英語でつなぐ復興の架け橋支援事業」については、基本的に進学校が対象なのか。工業や農業系の学校も海外研修の対象となっているのか。

教育総務課長：「県立学校 I T 環境整備事業」のパソコンの更新については、パソコンのリースのタイミングが少しずつずれしており、令和元年度までに更新したパソコンを処分するものである。そのためすべてのパソコンを令和元年度中に更新するというわけではない。

高校教育課長：「英語でつなぐ復興の架け橋支援事業」については、特に進学校のみということではない。

岩本委員：要望としては、このような英語関係の研修は進学校の語学研修のイメージが強い
ため、できれば農業系や工業系の学校で海外との交流を行い、現場での英語という
視点を深められるようなこともしてほしい。「英語プレゼンテーションコンテスト」
となると、学問として話すことがメインとなってしまうがちである。仕事に結びつ
く英語ということも教育的な観点に入れてほしい。

高校教育課長：現在、農業高校において G A P 等の国際的な基準を目指しているため、そういったことも鑑みながら取組を進めていきたい。

議案第3号	第7次福島県総合教育計画の策定方針について（議案第3号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第4号	<p>福島県文化財保存活用大綱について（議案第4号）、文化財課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>岩本委員：文化財については地域の愛着が重要であると思うが、地域にある文化財をどれだけの住民が知っているのかということが大事である。当該大綱には私の出身の町の文化財もたくさん記載があるが、知らないものも多い。地域の住民にどんな文化財があるのかということを知ってもらわなければ、愛着も持てないのではないか。そこが一番の課題であると思う。</p> <p>文化財課長：地元の方にどのような文化財があるということを知ってもらうことが一番大事であるため、県と地元市町村で文化財の調査を進め、写真や文化財の概要をデータベース化し、分かりやすく情報公開やお知らせをしていきたいと考えている。文化財の名前を聞いても分からないことや、そもそも文化財があることが分からないというのが現状であることから、そういった課題を観光サイドと連携しながら、広く発信していきたいと考えている。</p>
議案第5号	福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則について（議案第5号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第6号	福島県立美術館組織規則及び福島県立博物館組織規則の一部を改正する規則について（議案第6号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第7号	福島県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第7号）、社会教育課長

<p>議案第8号</p>	<p>から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第8号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第9号</p>	<p>福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について（議案第9号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第10号</p>	<p>福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第10号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第11号</p>	<p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第11号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 報告事項 報告第1号</p>	<p>教職員多忙化解消アクションプランについて（報告第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>吉津委員：残業時間の把握はどのように行っているのか。</p> <p>職員課長：職員が学校に来て学校を出るまでの時間と、それ以外の時間を本人の申告に基づいて様式に記載し、集計の上、学校から報告してもらっている。来年度以降についてはシステムが導入される予定であり、システムが利用可能な学校についてはシステムで集計し、システムが利用できない学校については、引き続き自己申告に基づき報告いただくこととしている。</p> <p>吉津委員：持ち帰り残業をしている人がいた場合、こういった仕事をしているのかどのよう</p>

に把握しているのか。

職員課長：学校においては管理職が把握していると思うが、県教育委員会としてそれらをすべて把握はできてはいない。当該プランにおいても6月に残業の状況や持ち帰り残業の状況を調査により申告してもらい把握している。

吉津委員：残業時間を減らそうとしようとする、かえって持ち帰り残業などの隠れ残業が増えるのでは。隠れ残業をしている方にどれくらいやっているのかと管理職が聞いても、自分の能力が劣っていると思われたくないという理由から、正直に申告せず、間引いた申告をされることを危惧している。その対策を何か考えているか。

職員課長：指摘のとおり時間外勤務時間を縮減した場合、持ち帰り残業が増えることが起こりえると危惧している。まずは時間外勤務時間を縮減することにより、本来時間内にやるべき仕事を時間内に、それでも間に合わない場合は校内で仕事をしていただくということを基本に、多忙化解消の取組を進めていきたい。

浅川委員：コンクールを精選し、教育課程に位置づけると資料に記載があるが具体的に教えてほしい。

義務教育課長：コンクールの精選を行うとともに、学校教育活動の中にコンクールを位置づけるというものである。

浅川委員：授業の単位として認めるということか。

義務教育課長：授業だけとは限らず、例えば総合的な学習の時間や、特別活動の時間などに位置づけている。

吉津委員：部活動指導員がだいぶ配属されているようであるが、現在配置されている方の身

<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 1 8 号 議 案 第 1 9 号</p> <p>(10) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(11) 議 案 審 議 議 案 第 1 3 号 議 案 第 1 2 号 議 案 第 1 4 号</p>	<p>分や任用形態はどのようになっているのか。部活動中に生徒を怪我させてしまうなどのトラブルが発生した際に、責任体制がどうなっているのかという趣旨である。</p> <p>教 育 次 長：部活動指導員については市町村教育委員会が、勤務時間や大会の引率などの業務を決めて雇用している。その時間に起きた事故については、市町村教育委員会が対応できるような体制を取っている。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>令和元年度教育・文化関係表彰について（議案第18号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第19号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第13号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第12号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の分限処分について（議案第14号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から分限処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異</p>
---	--

<p>(12) 議 案 審 議 議 案 第 1 5 号 議 案 第 1 6 号 議 案 第 1 7 号</p>	<p>議なく原案のとおり可決された。</p> <p>午前 1 1 時 3 0 分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後 1 時 1 5 分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>令和 2 年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第 1 5 号）、令和 2 年度市町村公立学校長の人事について（議案第 1 6 号）及び令和 2 年度県立学校長の人事について（議案第 1 7 号）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(13) 報 告 事 項 報 告 第 2 号 報 告 第 3 号 報 告 第 4 号 報 告 第 5 号</p>	<p>令和 2 年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第 2 号）、令和 2 年度市町村公立学校教職員の人事について（報告第 3 号）及び令和 2 年度県立学校教職員の人事について（報告第 4 号）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>訓告処分等について（報告第 5 号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>(14) 次 回 の 日 程</p>	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和 2 年 4 月 1 7 日（金）午後 1 時 3 0 分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(15) 閉 会</p>	<p>午後 1 時 3 2 分、教育長から閉会が告げられた。</p>